

下原前自治会

弔慰、災害見舞規程

下原前自治会規程 第42条第7項に基づき、「下原前自治会弔慰、災害見舞規程」について、次のように定める。

第1条 弔意

会員及び世帯員(会員と同居、かつ、生計を一にする方)に不幸があった場合は、次の取り扱いにより行う。

1. 会員及び世帯員の死亡

香典 5,000円 供花 1基

2. 自治会発展のために特に尽力、功績のあった会員の葬儀には、前項の他、役員会で協議のうえ、別途弔慰を表すことができる。

第2条 災害見舞い

1. 火災、または近火の災害により甚だしく被害を受けたと認められるときは、自治会よりお見舞い金を支給する。お見舞い金の金額はその都度、役員会で協議し決定する。

2. 災害見舞い支援

火災またはその他の災害になり甚だしく被害を受け、自治会の支援が必要と認められるときは、当該班代表理事が計画を提案し役員会で決定後実施する。

3. その他、天災など災害が広範囲に及ぶときは、別途協議し決定する。

第3条 自治会活動中の事故で入院した場合

自治会活動中の事故で入院した場合、自治会活動保険とは別に、自治会よりお見舞い金を支給する。お見舞い金の金額はその都度、役員会で協議し決定する。

付則

この規定は、平成元年4月1日より実施する。

この規定は、令和8年4月1日より実施する。